

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び別表の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（調整を行う職及び調整する額）</p> <p><b>第2条</b>（略）</p> <p>2 <u>職員（次項に掲げる職員を除く。）</u>の給料の調整額は、<u>調整基本額</u>にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u> <u>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第3項により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u> <u>一般職員勤務時間</u></p>	<p style="text-align: center;">（調整を行う職及び調整する額）</p> <p><b>第2条</b>（略）</p> <p>2 <u>職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）</u>にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）</u>とする。</p>

条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員一般職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる額

（端数計算）

**第3条** 前条第2項及び第3項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

（実施に関し必要な事項）

**第4条** （略）

**附 則**

（施行期日等）

1～3 （略）

（一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

4 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第4項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは、「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（実施に関し必要な事項）

**第3条** （略）

**附 則**

1～3 （略）

別表第2 (略)

(略)

備考 (1) (略)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員として採用された職員は 6,700円とする。

別表第2 (略)

(略)

備考 (1) (略)

(2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の調整基本額は 8,500円とする。

別表第3 調整基本額表 (第2条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円
10 級	15,600円

イ 医師職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

ウ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円
7 級	11,000円
8 級	12,800円

エ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円
7 級	11,100円

オ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
------	-------

1	級	6,000円
2	級	7,200円
3	級	7,700円
4	級	8,700円
5	級	9,500円
6	級	10,700円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第5条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第4項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第2条第3項及び第4項の規定を適用する。
- 4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。次項において「一般職員給与条例」という。）第14条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和4年改正条例附則第3条第1項又は第4条第1項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第6号。以下この項において「旧条例」という。）第3条に規定する年齢（令和4年改正条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）以後に新たに設置された職及び条例施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が条例施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢）に達した日がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規程第2条及び第3条並びに前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の規程第2条第3項第1号に定める額を、同項第2号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。
- 5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「旧法再任用職員」という。）であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
  - (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に令和4年改正条例第4条の規定による改正前の一般職員給与条例（以下「旧一般職員給与条例」という。）及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（次号において「改正前の規程」という。）第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
  - (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員となったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧一般職員給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の

級を基礎として改正前の規程第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなった場合に、それぞれに旧一般職員給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）